

国自安第142号の2  
国自旅第493号の2  
国自整第256号の2  
令和5年3月13日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
旅客課長  
整備課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった  
事業用自動車（バス）の定期点検について（適用期間の再延長）

新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号により、休車期間等の必要事項を記載したリストを管轄する地方運輸支局輸送担当部門に提出することで定期点検実施の義務はかかるものとし、休車期間を満了した際には、3ヶ月点検を行い必要な整備を行った上で稼働を再開させることを通知し、令和4年12月9日付け国自安第113号、国自旅第359号、国自整第190号により、その取扱いを令和5年3月31日まで延長しているところである。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然としてバスの利用者減少が改善される状況ないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車（バス）については、本取扱いを令和5年6月30日までとしたので了知されたい。

また、休車期間を令和5年3月31日までとして申請（令和4年12月31日から延長しているものを含む）している車両については、リストの再提出がなくとも届出されている休車期間を令和5年6月30日までに、休車期間が12ヶ月以上の車両については、令和2年3月31日付け国自安第215号、国自旅第333号、国自整第357号付けの通達の1.（2）の「3ヶ月点検」は「12ヶ月点検」と読み替えるも

のとする。

なお、本取扱いの令和5年6月30日以降の適用期間については、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」における分類の見直し状況を考慮しつつ、検討の上別途通知する。併せて、本通達は関係団体宛に通知していることを申し添える。